

令和7年度 地域包括支援センター事業評価結果について

1 実施目的

各地域包括支援センター（以下、「センター」という。）における、仙台市からの包括的支援事業等の委託業務に関し実施・運営状況等を確認することにより、各センターの取組みの改善につなげ、より適切かつ適正な事業運営を図ることを目的として行った。

2 実施状況

事業評価Ⅰ（国指標）

○実施期間：令和7年7月～8月

○評価対象：全センター、仙台市

○実施方法：国が策定した全国統一の評価指標による書面評価

<具体的な実施方法>

全センターにおいて「センター評価票」による自己評価を実施するほか、本市において「市町村評価票」による自己評価を実施した。

事業評価Ⅱ（仙台市指標）

○実施期間：令和7年7月～10月（現地調査は8月30日～10月31日）

○評価対象：18センター（評価対象となるセンターの基準と内訳は下表のとおり）

事業評価Ⅱ対象の基準	該当センター数
3年契約のセンターについては、契約期間中に1回事業評価を実施することを原則として、契約期間中のそれぞれの年度で、全センターのおおむね3分の1のセンターを対象とする	17センター
単年度契約のセンターについては、毎年度事業評価を実施する	1センター
上記基準にかかわらず、下記基準に該当するセンターについては、事業評価を実施する	
昨年度の事業評価Ⅱの業務評価に、「市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する」の評価結果となった評価項目が1つ以上あったセンター	0センター
その他必要と認められるセンター （地域包括ケア推進課又は区役所・総合支所が特に実地での調査が必要と認めるセンター）	0センター

○実施方法

書面評価及び現地調査

- ① 本市所定の業務自己評価票の提出
- ② 業務自己評価票記載事項の確認等を行う現地調査（業務評価及び業務監査）

○評価方法

- ① 業務評価については、センターが記載した「業務自己評価票」をもとに、センターが実施している業務が、市の求める水準を満たしているかについて評価した。

<p><評価項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合相談・支援業務 2. 権利擁護業務 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 4. 認知症関連業務 5. 介護予防関連業務（介護予防ケアマネジメントを含む） 6. 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり （在宅医療介護・生活支援体制整備を含む） 7. 地域ケア会議 8. 運営体制
--

- ② 業務監査は、センターが実施する業務の事務処理等が適切に行われているかを現地調査により確認した。

3 実施結果

事業評価Ⅰ（国指標）

センター及び本市の業務の状況を全国水準と比較し、達成状況について評価する等としているが、現時点で国から結果が示されていないことから、次回以降の地域包括支援センター運営委員会において、報告することとする。

事業評価Ⅱ（仙台市指標）

事業評価を行った18センターの総合評価の結果は以下の表のとおりであった。なお、業務評価のA～D、業務監査のa～cの内容については後述のとおり。

業務評価 \ 業務監査	a	b	c
A	優れた業務を実施している (17)	標準的な業務を実施している 該当なし	業務の一部に工夫・改善の必要がある 該当なし
B	標準的な業務を実施している (1)	標準的な業務を実施している 該当なし	業務の一部に工夫・改善の必要がある 該当なし
C	業務の一部に工夫・改善の必要がある 該当なし	業務の一部に工夫・改善の必要がある 該当なし	業務の一部に工夫・改善の必要がある 該当なし
D	事業運営が困難である 該当なし	事業運営が困難である 該当なし	事業運営が困難である 該当なし

【業務評価の評価内容と基準】

評価内容		基準
A	センターとして必要とされる業務が十分実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核として、多くの分野で充実した取組が行われている	8つの評価項目のうち過半数が「市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している」であり、かつ「市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する」という評価結果がないセンター
B	センターとして必要とされる業務が実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たしている	他の評価内容にあてはまらないセンター
C	センターとして必要とされる業務は実施できているが、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核としての役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野がやや多い	8つの評価項目中「市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している」の評価がなく、D評価に該当しないセンター。
D	センターとして必要とされる業務が実施できておらず、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野が多い	8つの評価項目中、4つ以上が「市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する」であるセンター

【業務監査の監査内容と基準】

監査内容		基準
a	適切な事務処理等が行われている	指摘事項がないセンター
b	一部に改善の必要がある事務処理等がある	他の監査内容にあてはまらないセンター
c	改善の必要がある事務処理等が多い	指摘事項が複数ある、または、重大な指摘事項があるセンター

事業評価Ⅱの総括

○業務評価について

評価を実施したすべてのセンターにおいて、委託業務が適正に行われていることが確認された。

◇結果内訳(全 18 センター)

1. 総合相談・支援業務

- ・市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している ……17 センター
- ・市が求める水準を満たした業務を実施している …… 1 センター
- ・市が求める水準に達しておらず、工夫・改善の必要がある …… 0 センター

2. 権利擁護業務

- ・市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している ……18 センター
- ・市が求める水準を満たした業務を実施している …… 0 センター
- ・市が求める水準に達しておらず、工夫・改善の必要がある …… 0 センター

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している ……18 センター
- ・市が求める水準を満たした業務を実施している …… 0 センター
- ・市が求める水準に達しておらず、工夫・改善の必要がある …… 0 センター

4. 認知症関連業務

- ・市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している ……16 センター
- ・市が求める水準を満たした業務を実施している …… 2 センター
- ・市が求める水準に達しておらず、工夫・改善の必要がある …… 0 センター

5. 介護予防関連業務

- ・市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している ……12 センター
- ・市が求める水準を満たした業務を実施している …… 6 センター
- ・市が求める水準に達しておらず、工夫・改善の必要がある …… 0 センター

6. 地域・関係機関との連携ネットワークづくり

- ・市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している …… 17 センター
- ・市が求める水準を満たした業務を実施している …… 1 センター
- ・市が求める水準に達しておらず、工夫・改善の必要がある …… 0 センター

7. 地域ケア会議

- ・市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している …… 11 センター
- ・市が求める水準を満たした業務を実施している …… 7 センター
- ・市が求める水準に達しておらず、工夫・改善の必要がある …… 0 センター

8. 運営体制

- ・市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している …… 18 センター
- ・市が求める水準を満たした業務を実施している …… 0 センター
- ・市が求める水準に達しておらず、工夫・改善の必要がある …… 0 センター

○業務監査について

監査を実施したすべてのセンターにおいて、事務処理等が適切になされていることが確認された。

4 今後の対応

事業評価を実施したすべてのセンターに対して、当該センターの評価結果を通知する。

また、今後の事業運営にあたり参考にしてもらうために、事業評価の際に把握した各センターにおける様々な取組みの一部をとりまとめた「地域包括支援センターにおける取組み事例集」（資料1－2）を、事業評価を行っていないセンターも含めたすべてのセンターに送付する。

各センターは、通知された結果や取組み事例集等をもとに、今後さらに地域に根ざしたセンターとなるよう各事業の見直し及び自主的な業務改善を実施する。